

大学等入学支度金給付制度について

教育委員会管理部管理課

1. 事業概要

芦屋市では故荒巻シヅ子氏からのご寄附を受け、故人のご遺志に沿って、平成29年度に「芦屋市大学等入学支援基金」を設立しました。この基金により、向学心を持ちながら、経済的な理由で大学等への入学が困難なかたに対し、入学に必要な支度金（入学金又は入学料）を給付する大学等入学支度金給付制度を実施しています。

2. 対象者

次のすべての要件を満たしているかた

- ① 申請時点で1年以上継続して芦屋市に住所を有しているかた
- ② 令和3年4月に学校教育法第1条に規定する大学等ⁱのうち、国の高等教育の修学支援新制度の対象となっている大学等に入学されたかた
- ③ 国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第I区分ⁱⁱで採用されているかたのうち、入学金の減額が適用されるかた
- ④ 大学等が実施する他の減免等の制度により入学金の全額免除を受けていないかた（入学後に全額免除を受ける見込みであるかたを含む。）

3. 給付額

入学金の実負担額を給付します（上限20万円、1人1回に限ります。）

※実負担額とは、入学金の額から他の減免制度の減額分を控除した額のことをいいます。

4. 実績

年度	件数	給付額
平成29年度	42件	8,070,000円
平成30年度	40件	7,440,000円
令和元年度	16件	2,410,000円
令和2年度	5件	190,000円

※ 令和元年度から実績数が減少しているのは、国の高等教育の修学支援新制度が開始したことによるもの。

ⁱ国、地方公共団体及び学校法人が設置する

●大学 ●短期大学 ●高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く） ●高等学校専攻科
●特別支援学校専攻科 ※大学院は対象外です。

ⁱⁱ 住民税非課税世帯・生活保護世帯相当

5. 参考資料

芦屋市大学等入学支度金給付制度

芦屋市では、向学心を持ちながら、経済的な理由で大学等への入学が困難なかたに対し、入学に必要な支度金（入学金又は入学料）を給付する大学等入学支度金給付制度を実施します。

対象者

次のすべての要件を満たしているかた

- ① 申請時点で1年以上継続して芦屋市に住所を有しているかた
- ② 令和3年4月に学校教育法第1条に規定する大学等のうち、国の高等教育の修学支援新制度の対象となっている大学等に入学されたかた
学校教育法第1条に規定する大学等とは・・・
国、地方公共団体及び学校法人が設置する
 - 大学
 - 短期大学
 - 高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く）
 - 高等学校専攻科
 - 特別支援学校専攻科
 - ※大学院は対象外です。
- ③ 国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第I区分で採用されているかたのうち、入学金の減額が適用されるかた
- ④ 大学等が実施する他の減免等の制度により入学金の全額免除を受けていないかた（入学後に全額免除を受ける見込みであるかたを含む。）

国の高等教育の修学支援新制度への申請を必ず行ってください。

詳しくは在學校、もしくは日本学生支援機構(0570-666-301)へ
お問い合わせください。

※修学支援新制度とは、令和2年4月に始まった制度です。日本学生支援機構の給付型奨学金を受けられる対象者を拡充し、あわせて進学先の授業料・入学金も減免（免除 or 減額）されます。

給付額

入学金の実負担額を給付します（上限20万円、1人1回に限ります。）

※実負担額とは、入学金の額から他の減免制度の減額分を控除した額のことをいいます。

受付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

手続の流れ

申請から給付までの手続きは以下のとおりです。

① 給付申請	必要書類をそろえて給付申請書、請求書を提出
② 給付の可否の決定	給付の可否について通知します。
③ 給付	原則本人又は保護者名義の口座に振込みます。
④ 領収書の提出	大学等へ入学金（入学料）を納入後、速やかに領収書を提出

申請書類

必要書類をそろえて申請してください。

- ① 芦屋市大学等入学支度金給付申請書
- ② 芦屋市大学等入学支度金給付請求書
- ③ 国の高等教育の修学支援新制度を第 I 区分で採用されていることが確認できる書類
- ④ 国の高等教育の修学支援新制度にて、入学金の減額が適用されることが確認できる書類（③に記載があれば不要）
- ⑤ 大学等の入学金（入学料）の額が確認できる書類（パンフレット等）
- ⑥ 在学証明書又は学生証の写し
- ⑦ 他の減免制度により入学支度金の一部免除を受ける場合は、その額が確認できる書類

◆給付申請書、請求書は芦屋市ホームページからダウンロードできます。

◆入学金（入学料）の額が確認できる書類については写しで構いませんが、大学等の名称が確認できる箇所（表紙等）も併せて提出してください。

領収書の提出

大学等へ入学金（入学料）を納入後、速やかに領収書の写しを提出してください。

給付の決定が取消しとなる場合

下記に該当する場合は、給付の決定を取消します。取消し時点で既に入学支度金の給付を受けておられる場合は、当該支度金の一部又は全部を返還していただけます。

- ① 入学給付金の給付の対象の要件に該当しなくなったとき
- ② 大学等において入学金等の全部免除を受けたとき
- ③ 実際に支払われた大学等の入学金（入学料）が給付決定額を下回るとき
- ④ 詐欺その他不正な行為により入学支度金の給付を受けたとき
- ⑤ その他教育委員会が入学支度金を給付することが適当でないことを認めるとき

お問い合わせ

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

芦屋市教育委員会管理課 直通 0797-38-2085

芦屋市大学等入学支度金制度 Q&A

Q1 国の高等教育無償化との併用はできますか。	A1 国の高等教育無償化の対象となるかは、修学支援新制度への申請を行ってください。その上で減免されなかった金額について、本制度の対象となります。
Q2 専修学校は対象になりますか。	A2 本制度は、学校教育法第 1 条に規定する大学等を対象としており、専修学校は対象ではありません。 ※専修学校：学校教育法第 124 条に規定されている教育施設です。
Q3 大学の通信制課程は、制度の対象になりますか。	A3 対象となる大学等の通信制課程については対象となります。
Q4 高等専門学校の 3 年生から 4 年生に進学など、いわゆる内部進学は申請の対象になりますか。	A4 この制度は入学金を給付の対象としており、内部進学で入学金が発生しない場合は対象にはなりません。なお、外部から編入される場合や内部進学でも入学金が発生する場合は対象となります。
Q5 入学する大学等の入学金は 15 万円ですが、20 万円の給付を受けることができますか。	A5 給付額は、20 万円を上限としており、実際、お支払いされた入学金が上限額未満である場合は、実際にお支払された入学金の額が給付決定額となります。